⑵	不要財産となった理由	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）の「各独立行政法人について講ずべき措置」において、「宝塚宿舎ほかを国庫納付する」こととされたことにより、宿舎としての用途を廃止したため。
⑶	国庫納付等の方法	譲渡収入納付（独立行政法人通則法第46条の２第２項）
⑷	譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	90,800,000円
⑸	国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額	5,320,867円
⑹	国庫納付等の額	85,479,133円
⑺	国庫納付等が行われた年月日	平成24年９月24日
⑻	減資額	113,825,339円

（国庫納付及び資本金の減少について）

承継債権管理回収勘定は、独立行政法人福祉医療機構法附則第５条の２第６項～第８項並びに同法施行令附則第５条の２第２項～第６項において、当該事業年度の次の事業年度の７月10日までに国庫納付を行い、資本金及び利益剰余金を減少させることが定められております。

なお、平成24年度においては、302,354,161,927円を国庫納付し、資本金を245,753,322,631円、利益剰余金を56,600,839,296円減少させております。

（年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定について）

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、次のとおり記載されております。

講ずべき措置		実施時期	具体的内容
不要資産の国庫返納	政府出資金等	23年度以降実施	業務廃止後、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定の不要資産（約58億円）を国庫納付する。

附　属　明　細　書

法人単位財務諸表と各勘定別財務諸表の関係を明らかにする書類

貸借対照表

（平成25年３月31日）　　（単位：百万円）

科目	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあっせん勘定	法人単位
資産の部								
Ⅰ流動資産								
現金及び預金	6,573	957	70	530	148	1,631		9,912
金銭の信託			67,499					67,499
有価証券	22,300	17,100			2,000	265,800		307,200
１年以内回収予定長期貸付金	246,438			102,369	2,487	77,735		429,031
未収収益	7,369	0		304	4	1,840		9,518
未収入金	54	124	0	0	11	266		455
未収財源措置予定額		3,730						3,730
その他	10			0	0	470		481
貸倒引当金	△ 191			△ 4	△ 0	△ 19		△ 216
流動資産合計	282,554	21,912	67,569	103,199	4,651	347,725		827,613
Ⅱ固定資産								
１有形固定資産								
建物	1,171	0	0	23	0	19		1,215
減価償却累計額	△ 365	△ 0	△ 0	△ 17	△ 0	△ 6		△ 389
構築物	0							0
減価償却累計額	△ 0							△ 0
車両運搬具	5	0	0	0	0	1		7
減価償却累計額	△ 3	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0		△ 5